

## 第73号議案

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のように定める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

あしや市民活動センターの名称、開館時間及び施設使用料を改めるため、この条例  
を制定しようとするもの。

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「あしや市民活動センター」を「芦屋市立あしや市民活動センター」に改める。

第4条第1項中「午前10時」を「午前9時」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分 ～正午	午後1時～午 後3時	午後3時～午 後5時
会議室A	17m <sup>2</sup>	12人	500円	400円	400円
会議室B	17m <sup>2</sup>	12人	500円	400円	400円
会議室C	50m <sup>2</sup>	32人(50人)	1,300円	1,100円	1,100円
会議室D	46m <sup>2</sup>	28人(48人)	1,200円	1,000円	1,000円

備考

- 1 午前9時30分以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用30分までごとの使用料は、午前9時30分以前の使用にあつては午前9時30分から正午までの区分の使用料の額に5分の1を、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に4分

- の1を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
  - 3 収容人員の欄の（ ）書は、最大収容人員とする。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 参 照

### あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

あしや市民活動センターの名称，開館時間及び施設使用料を改めるため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 施設の名称（題名及び第1条関係）

施設の名称を「芦屋市立あしや市民活動センター」とする。

##### (2) 開館時間（第4条関係）

あしや市民活動センターの開館時間を午前9時（現行は午前10時）からとする。

##### (3) 施設使用料（別表関係）

ア 施設使用料を次のように改正する。

（**太字**は改正案，（ ）内は現行）

室名	施設使用料金		
	午前9時30分～正午 (午前10時)	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室A	<b>500円</b> (400円)	400円	400円
会議室B	<b>500円</b> (400円)	400円	400円
会議室C	<b>1,300円</b> (1,100円)	1,100円	1,100円
会議室D	<b>1,200円</b> (1,000円)	1,000円	1,000円

イ 午前9時30分以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用30分までごとの使用料は，午前9時30分以前の使用にあっては午前9時30分から正午までの区分の使用料の額に5分の1を，午後5時以後の使用にあ

っては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に4分の1を乗じて得た額とすることとする。

ウ イによる使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げることとする。

### 3 施行期日

平成27年4月1日